

平成17年 第1回 3月(定例)中間市議会会議録(第1日)

平成17年3月4日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成17年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第1号議案 平成16年度中間市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 5 第2号議案 平成16年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第3号)
- 日程第 6 第3号議案 平成16年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第
2号)
- 日程第 7 第4号議案 平成16年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第
3号)
- 日程第 8 第5号議案 平成16年度中間市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 第6号議案 平成16年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第
2号)
- 日程第10 第7号議案 平成16年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)
(日程第4～日程第10 提案理由説明)
- 日程第11 第18号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第19号議案 中間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第20号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委
員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第14 第21号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第22号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第16 第23号議案 中間市中央公民館条例の一部を改正する条例
(日程第11～日程第16 提案理由説明)
- 日程第17 第24号議案 中間市個人情報保護推進委員会条例
- 日程第18 第25号議案 中間市長期継続契約とする契約を定める条例

- 日程第 1 9 第 2 6 号議案 中間市次世代育成支援対策地域協議会条例
 (日程第 1 7 ~ 日程第 1 9 提案理由説明)
- 日程第 2 0 第 2 7 号議案 北九州市・中間市合併協議会の廃止に関する協議について
 (日程第 2 0 提案理由説明)
- 日程第 2 1 第 8 号議案 平成 1 7 年度中間市一般会計予算
- 日程第 2 2 第 9 号議案 平成 1 7 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 2 3 第 1 0 号議案 平成 1 7 年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 2 4 第 1 1 号議案 平成 1 7 年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 5 第 1 2 号議案 平成 1 7 年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 6 第 1 3 号議案 平成 1 7 年度中間市老人保健特別会計予算
- 日程第 2 7 第 1 4 号議案 平成 1 7 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第 2 8 第 1 5 号議案 平成 1 7 年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 9 第 1 6 号議案 平成 1 7 年度中間市水道事業会計予算
- 日程第 3 0 第 1 7 号議案 平成 1 7 年度中間市病院事業会計予算
 (日程第 2 1 ~ 日程第 3 0 提案理由説明)
- 日程第 3 1 議員提出議案 行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員
 第 1 号 会の委員の定数の変更及び補充選任について
 (日程第 3 1 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 2 議会運営委員会の委員の補充選任
- 日程第 3 3 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (20名)

1 番 中家多恵子君	2 番 山本 慎悟君
3 番 佐々木晴一君	4 番 植本 種實君
6 番 青木 孝子君	7 番 久好 勝利君
8 番 杉原 茂雄君	9 番 岩崎 三次君
1 0 番 堀田 英雄君	1 1 番 井上 久雄君
1 2 番 湯浅 信弘君	1 3 番 掛田るみ子君
1 4 番 香川 実君	1 5 番 上村 武郎君
1 6 番 岩崎 悟君	1 7 番 佐々木正義君
1 8 番 米満 一彦君	1 9 番 下川 俊秀君
2 0 番 片岡 誠二君	2 1 番 井上 太一君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陸君	教育長	船津 春美君
総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	是永 勝敏君	建設部長	行徳 幸弘君
教育部長	工藤 輝久君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長	小倉 計輝君
行政経営改革推進室長			田中 茂徳君
秘書課長	田中 久光君	企画財政課長	牧野 修二君
総務課長	中野 諭君		
行政経営改革推進室課長			白尾 啓介君
市民課長	原田 慶雄君	人権推進課長	中村 次春君
社会福祉課長	伊東 久文君	介護保険課長	成富 隆俊君
健康増進課長	中尾三千雄君	管理課長	杵野 広行君
下水道課長	佐藤 満洋君	営業課長	矢野 卓雄君

事務局出席職員職氏名

局長	勝原 直輝君	次長	白子 優一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君
書記	平川 佳子君		

午前10時00分開会

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は20名で、定足数に達しております。これより平成17年第1回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承お願いいたします。この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承お願いいたします。

． ．

日程第1．会期の決定

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月29日までの26日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は26日間と決しました。

． ．

日程第2．諮問第1号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第2、諮問第1号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員である越智信一氏の任期が、平成17年6月30日で満了となります。つきましては、法務大臣より福岡法務局長を通じ、候補者の推薦依頼がありましたので、これまで基本的人権の擁護という広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を、引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（杉原 茂雄君）

ただいまの出席議員は19人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（杉原 茂雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（杉原 茂雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件については、賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
6 番	青木 孝子議員	7 番	久好 勝利議員
9 番	岩崎 三次議員	10 番	堀田 英雄議員
11 番	井上 久雄議員	12 番	湯浅 信弘議員
13 番	掛田るみ子議員	14 番	香川 実議員
15 番	上村 武郎議員	16 番	岩崎 悟議員
17 番	佐々木正義議員	18 番	米満 一彦議員
19 番	下川 俊秀議員	20 番	片岡 誠二議員
21 番	井上 太一議員		

.....

議長（杉原 茂雄君）

投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（杉原 茂雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中家多恵子さん及び掛田るみ子さんを指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

議長（杉原 茂雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成19票、反対0票、以上のとおり全員賛成であります。よって、諮問第1号についてはこれを同意することに決しました。

・ ・

日程第3 ． 諮問第2号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第3、諮問第2号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員である波多野伸子氏の任期が、平成17年6月30日で満了となります。つきましては、法務大臣より福岡法務局長を通じ、候補者の推薦依頼がありましたので、後任に社会的信望も厚く、基本的人権の擁護という重要な仕事に強い関心と熱意を持っておられる有馬周子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決をいたします。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（杉原 茂雄君）

ただいまの出席議員は19人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（杉原 茂雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（杉原 茂雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

1番	中家多恵子議員	2番	山本 慎悟議員
3番	佐々木晴一議員	4番	植本 種實議員
6番	青木 孝子議員	7番	久好 勝利議員
9番	岩崎 三次議員	10番	堀田 英雄議員
11番	井上 久雄議員	12番	湯浅 信弘議員
13番	掛田るみ子議員	14番	香川 実議員
15番	上村 武郎議員	16番	岩崎 悟議員
17番	佐々木正義議員	18番	米満 一彦議員
19番	下川 俊秀議員	20番	片岡 誠二議員
21番	井上 太一議員		

議長(杉原 茂雄君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長(杉原 茂雄君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山本慎悟君及び湯浅信弘君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

議長(杉原 茂雄君)

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成19票、反対0票、以上のとおり全員賛成であります。よって、諮問第2号についてはこれを同意

することに決しました。

日程第4．第1号議案

日程第5．第2号議案

日程第6．第3号議案

日程第7．第4号議案

日程第8．第5号議案

日程第9．第6号議案

日程第10．第7号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第4、第1号議案から日程第10、第7号議案までの平成16年度補正予算7件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第1号議案から第7号議案まで、提案理由を一括して申し上げます。

第1号議案平成16年度中間市一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。今回の補正は、本年度最後の補正となることから、各事業費の確定に伴う予算の調整が主なものであります。

まず、歳出予算の主なものは、民生費において各特別会計が確定いたしましたことに伴い、老人保健特別会計へ500万円、介護保険事業特別会計へ300万円の繰出金を計上するとともに国民健康保険事業については、当初予算で3億5,800万円を計上し、12月補正において300万円追加しておりましたが、さらに今回、医療費の増加に伴います国及び県負担金が交付されることにより、3,400万円の繰出金の追加補正予算を計上いたしております。

また、土木費における公共下水道事業の特別会計への繰出金については、1,700万円の増額を計上いたしております。このように今回の補正における一般会計からの繰出金の総額は6,100万円となっております。

衛生費では、インフルエンザの流行等により、高齢者等の予防接種対象者が増加したことから500万円の増額補正を計上いたしております。

消防費におきましては、本年度は火災等の緊急出動の増加などにより、消防団員の報酬費200万円を、また市内各所の消火栓の補修や新たに消火栓を設置するための費用200万円を計上いたしております。

公債費では、平成13年度に実施いたしました地域インターネット導入促進基盤整備事業に対し、国庫補助金が交付されますので、繰上償還に充当されます1,100万円の増額を計上いたしております。

歳入の主なものは、地方交付税におきまして、景気回復等に伴う国税の増加から国の交付税財源が増額されたことにより、普通交付税の追加交付がなされ1,400万円を増額計上いたしております。

また、使用料及び手数料につきましては、昨年4月に各施設の使用料を改定いたしましたことから増収となり、500万円を計上いたしております。

国、県支出金につきましては、国民健康保険事業に対する国、県負担金合わせて2,200万円を、さらに地域インターネット導入促進基盤整備事業の国庫補助金1,600万円を計上いたしております。

市債といたしましては、失業対策事業費の確定に伴い、労働債1億6,300万円の増額や、そのほか街並み整備事業などの道路整備事業の確定に伴う市債として7,700万円の増額を行い、合わせて2億4,100万円の増額予算を計上するものであります。

以上により、歳入歳出とも1億110万円の補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ178億2,702万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第2号議案平成16年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。

歳出といたしましては、一般被保険者療養給付費等の伸びにより、保険給付費4,650万円、また第三者行為求償事務委託料等で、総務費60万円を計上いたしております。

歳入といたしましては、退職被保険者等による国民健康保険税として2,500万円、一般被保険者療養給付費等による国庫支出金として2,450万円、保険基盤安定繰入金等による繰入金として3,400万円の増額、また退職被保険者等の国民健康保険税増収による療養給付費交付金2,640万円及び諸収入で980万円の減額を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも4,724万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,545万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第3号議案平成16年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして曙下水処理場の落雷被害に関連の修繕費の内容精査と入札結果により500万円減額いたしております。

次に、歳入につきましては、下水道使用料を580万円、前年度繰越金を980万円増額いたしております。また、建物保険収入を査定額の確定に伴い、2,100万円減額しております。

以上により、歳入歳出それぞれ537万円を減額をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,858万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第4号議案平成16年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして北九州市下水道処理負担金を1,820万円とガス管及び水道管移設補償費を950万円増額いたしております。また、流域下水道事業費負担金を建設事業費の確定により、3,860万円減額いたしております。

次に、歳入につきましては、一般会計繰入金を1,780万円増額するとともに流域下水道事業債を3,520万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,268万円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,920万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第5号議案平成16年度中間市老人保健特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳出といたしましては、年々進む高齢化及び近年の高度先進医療の発達による診療報酬の増大により、医療諸費として8,500万円を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の医療諸費に対し支払い基金交付金5,120万円、国庫支出金2,240万円、県支出金及び一般会計からの繰入金560万円をそれぞれ計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも8,500万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億510万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第6号議案平成16年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳出では、保険給付費が昨年11月に推計した見込額より、さらに1.9%の伸びが見込まれることから5,000万円の増額をいたしております。また、総務費では職員手当等の義務的経費で270万円、基金積立金では保険給付費の調整により900万円減額しております。

次に、歳入につきましては、歳出の保険給付費の増額に伴い国庫支出金1,250万円、支払基金交付金1,600万円、県支出金及び一般会計からの繰入金、それぞれ620万円の増額をいたしております。

以上により、歳入歳出3,826万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,280万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第7号議案平成16年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

まず、第3条予算の収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。医療収益に9,500万円の減額補正を計上しております。その主なものは、入院収益7,500万円

の減額、外来収益2,000万円の減額であります。

その主な理由として、当初予定していました入院及び外来患者数の減少であります。

支出におきましては、医業費用に9,544万円の減額補正を計上しております。その主なものは、給与費3,000万円、材料費4,000万円、経費2,030万円及び減価償却費514万円といずれも減額であります。

その主な理由として、医師の人事異動による給与費の減額及び患者数の減少に伴う材料費、経費の減額であります。また、医業外費用35万円の減額、特別損失310万円の増額補正をいたしております。

その結果、病院事業収益として9,500万円の減額、病院事業費用として9,279万円の減額をそれぞれ補正をいたしております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出につきましては、資本的支出に247万円の減額補正を計上しております。これは、企業債償還元金の確定に伴う減額であります。

以上、概略を説明いたしました。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております補正予算7件に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第11．第18号議案

日程第12．第19号議案

日程第13．第20号議案

日程第14．第21号議案

日程第15．第22号議案

日程第16．第23号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第11、第18号議案から日程第16、第23号議案までの条例改正6件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第18号議案から第23号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第18号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例及び第19号議案中間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例は関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

近年、本市を取り巻く社会経済情勢は著しく変化し、景気の先行きが不透明な中、国の三位一体改革に伴う国庫補助金の削減や地方交付税の減額、さらに少子高齢化等により市税収入が今後とも大幅な伸びを見込めない状況であることから、このままでは今後極めて

厳しい財政運営を強いられることは必至であります。

また、平成12年からの地方分権改革により、自己決定、自己責任によるまちづくりを市民と行政とが協働して行うことが求められております。

このような状況の中、本市の行政システムを抜本的に改革する必要があるため、先月1日付で機構改革を行い、新たに行政経営改革推進室を設置いたしました。この推進室では、これまでの行政改革をさらに進めて、経営という観点から効率的効果的に最小の経費で最大の効果を上げていく取り組みを進めるものであり、来年度新たな行政改革大綱を策定をし、市職員全員で知恵を出し合い、この難局を乗り越えていくため、行政経営改革に取り組んでまいり所存でございます。

以上、述べましたとおり、このたびの改正は機構改革に伴う関係条例の整備を行うものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第20号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

平成15年1月から本市の財政事情を考慮し、特別職の給料のカットを行っておりますことは、既にご報告しているところであります。今回の提案は、市長をはじめとした四役の給料につきまして、平成17年4月から平成18年3月までの間、これまでの減額率をさらに上積みし、減額を行うものであります。

具体的な減額率につきましては、市長が現行の5%から10%に、助役が5%から7%に、収入役及び教育長が2.5%から4%に改正するもので、月額では市長が8万9,000円、助役が5万1,000円、収入役及び教育長が2万6,000円の減額を行うものであります。

なお、管理職手当のカットにつきましても平成16年度から1%から3%までの範囲でカットしておりますが、来年度におきましても引き続き実施する予定でありますことをこの場をお借りいたしましてご報告申し上げます。

次に、介護認定審査会の委員の報酬の改正についてご説明申し上げます。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉に関する学識経験のある委員から構成をされ、一次判定結果、調査の特記事項、主治医意見書をもとに審査判定を行い、申請者の介護度やサービスの内容を決める介護保険の根幹をなす大変重要な役割を担うものであります。

また、当市では審査会は、公正、公平で客観的に審査判定が行われるよう、平日の日中に開催しております。このような状況を勘案をして、報酬を設定しておりましたが、県内の他の保険者が報酬を見直す中で、当市の報酬日額が際立って高くなっております。

また、介護認定審査会の委員の任期は2年で、本年3月31日で終了いたしますことから、この機会に他の保険者との均衡を図るため、会長の報酬日額を4万2,000円から2万4,000円に、委員の報酬日額を2万100円から1万6,000円に見直すもので

あります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第 2 1 号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の制定及び浮き屋根を有する野外タンク貯蔵所の技術基準の改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、それぞれ本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

今回の改正の内容につきましては、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律が制定され、平成 3 年度前の国民年金任意加入であった学生や昭和 6 1 年度前の国民年金任意加入であった被用者の配偶者が国民年金に任意加入していないときに障害を負い、障害基礎年金を受給できないでいる特定障害者を救済するため、特定障害者で国民年金法の障害基礎年金 1 級相当の障害に該当する方には月額 5 万円、2 級相当の方には月額 4 万円の給付金が支給されることとなりますが、この特定障害者に対する戸籍事項の証明を福祉の増進の観点から無料とするものであります。

また、消防事務手数料の改正につきましては、平成 1 5 年に発生した十勝沖地震に伴う浮き屋根を有する屋外タンク貯蔵所の火災事故を踏まえ、浮き屋根の技術基準の新設、改正を行うことに伴い、浮き屋根を有する屋外タンク貯蔵所の設置等の許可の申請に対する審査事務量が増加することから、浮き屋根を有する野外タンク貯蔵所に係る手数料を引き上げるものであります。

現在、本市ではこの規定の適用を受ける屋外タンク貯蔵所はございませんが、将来の設置に備えて改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第 2 2 号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、消防法及び石油コンビナート等、災害防止法の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が制定されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。全国の統計によりますと平成 1 5 年度中の建物火災による死者のうち、住宅での死者は 8 5 % を超え、その原因別では逃げ遅れが 6 0 % を超えております。

また、今後も高齢化が進展することが予想されることから、住宅火災による逃げ遅れなどから死者がさらに増加することが懸念をされます。これまで一般住宅の防火対策については、個人の自助努力により進められてきましたが、今回の改正は戸建住宅や小規模共同住宅に対し、住宅用火災警報器の設置及び維持を義務付けるもので、新築住宅については平成 1 8 年 6 月 1 日から施行されます。

この法律等の改正を受けて、本条例中に住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、新たに規定するとともに既存住宅については平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する

ものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第23号議案中間市中央公民館条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、中央公民館陶芸室において17年間使用しておりました灯油式陶芸窯の損傷が激しく、使用に耐えない状態になり、新しく電気窯を設置しましたことから、他の施設に既に設置されております電気窯の使用料と同額とするため、当該使用料の改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております条例改正6件に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第17．第24号議案

日程第18．第25号議案

日程第19．第26号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第17、第24号議案から日程第19、第26号議案までの条例改正3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第24号議案から第26号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第24号議案中間市個人情報保護推進委員会条例について、提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が、本年4月1日から施行されます。この法律は、コンピューターの普及と情報処理能力の著しい発達に伴い、個人情報が従来からは予想もされない形で流出、再利用される危険が増してきていることを背景に、個人の権利利益の保護の観点から制定されたものでありまして、また同法第11条において地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案をし、その保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう、必要な措置を講ずべき旨を規定しております。

このことから、本市といたしましても個人情報保護制度について早急に検討し、その制度化を図る必要がございます。この条例は、本市における個人情報保護制度のあり方について調査審議していただくため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市の附属機関として、中間市個人情報保護推進委員会を設置するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第25号議案中間市長期継続契約とする契約を定める条例について提案理由を申

し上げます。

昨年、地方自治法、同法施行令及び施行規則の一部改正がなされ、いずれも同年11月10日から施行されました。この法令改正により、財務会計制度に関する改正がなされ、長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲が、地方自治法第234条の3で具体的に規定されております電気、ガス等に加え、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすものは、条例で定めることにより、長期継続契約を締結することができることとなりました。

このことにより、本条例を新たに制定し、長期継続契約を締結することができる契約として電子計算機器、情報通信機器等の事務機器の賃貸借契約、いわゆるリース契約やプログラムの使用許諾契約及び清掃や警備等の管理委託に関する契約について規定することにより、事務の円滑化及び効率化を図るものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第26号議案中間市次世代育成支援対策地域協議会条例について提案理由を申し上げます。

次世代育成支援対策推進法の規定により、本年度、中間市次世代育成支援行動計画を策定いたしました。本行動計画の推進に当たっては、地域内でのきめ細かな取り組みが必要とされ、各年度において計画の実施状況、点検、評価し、その結果をその後の対策実施や計画見直し等に反映させていくことが肝要であることから、これを点検、評価するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するものであります。

具体的には、住民代表者や学識経験者、市職員を含む関係機関からなる中間市次世代育成支援対策地域協議会を設置をし、計画の実施状況の点検、評価を継続的に行うものであります。また、この協議会は、計画の実施状況の点検、評価をするだけでなく、次世代支援に関するさまざまな問題提起や提案を行うものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております条例制定3件に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第20・第27号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第20、第27号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第27号議案北九州市・中間市合併協議会の廃止に関する協議について提案理由を申し

上げます。

北九州市との合併について協議を行うため、平成16年1月15日に北九州市・中間市合併協議会が設置されましたが、昨年12月24日の市議会において、合併関連議案が否決されたことに伴い、同協議会を廃止するに当たり、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、廃止の時期につきましては、協議会の決算等廃止に伴う精算事務の処理を行う必要がありますことから、平成17年3月31日といたしております。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております第27号議案に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第21．第8号議案

日程第22．第9号議案

日程第23．第10号議案

日程第24．第11号議案

日程第25．第12号議案

日程第26．第13号議案

日程第27．第14号議案

日程第28．第15号議案

日程第29．第16号議案

日程第30．第17号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第21、第8号議案から日程第30、第17号議案までの平成17年度各会計予算10件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第8号議案から第17号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

第8号議案から第15号議案までは、関連がございますので一括して提案させていただきます。

初めに、8号議案平成17年度一般会計予算についてですが、平成17年度の予算編成に当たっては、国の三位一体改革の推進に伴い、地方にはさらに厳しい行財政改革が求められるなか、中間市においても財政の健全化を最重要課題とし、限られた予算において市民生活の質の確保を図るなど、最大の効果が得られるよう努力をいたしております。

新年度予算の編成方針は、就任以来掲げております「生活環境整備」「少子高齢化対

策」「健康づくり事業」「生涯学習の推進」の四つの柱を中心に編成いたしており、また平成15年度からスタートいたしました緊急財政健全化計画についても最終年度を迎えますことから、歳入の財源確保や歳出の効率的な運用を図るなど、最大限の努力をいたしてまいりたいと考えております。

歳出の主なものとして、総務費では本年度の最も重要な事業として5年ごとに実施されております人口の国勢調査費、また今後10年間の中間市の都市としての整備、開発または保全の指針となる第4次総合計画マスタープランの策定の経費として、合わせて2,540万円を計上しております。

さらに、市長及び市議会議員補欠選挙費用といたしまして2,000万円を計上しております。

民生費におきましては、福岡県が全国福祉祭ねんりんピック開催県となりましたことから、中間市におきましては、本年11月にハーモニーホールで、高齢者による囲碁大会を開催いたします経費として310万円を計上しております。

衛生費としては、全市民の健康管理データをコンピューターで一元管理し、効率的な健康対策を講じるシステムの導入費として370万円を計上いたしております。

労働費といたしましては、失業対策事業であります特定地域開発就労事業費として7億3,200万円を計上いたしております。

農林水産業費では、河川整備工事費として、前年度に引き続き鞍手町と共同施工いたします境川水路改修工事につきましては、鞍手町の負担分1,000万円を含む工事費2,000万円、そのほか川西地区の水路改修費等で1,600万円を計上いたしております。

土木費におきましては、吉田ぼた山周辺事業に関連いたします。岩瀬東部地区開発事業が本格的に開始され、本年度は塘ノ内砂山線街路事業とそのほか2路線の用地購入費及び実施設計委託料など1億7,400万円を計上いたしております。さらに、長年の懸案事項でありました土手ノ内公営住宅の改築工事につきましては、平成17年度及び18年度の2カ年事業で行い、本年度は全戸数33戸のうち、1工区の18戸について着工いたします経費4億270万円を計上いたしております。

消防費では、水害時及び河川等での遭難者等に出動し、救助活動に使用いたします船外機付ボートの購入経費として130万円を計上し、さらに地震や洪水時の危険地域や災害避難経路、避難場所等を市民に周知するためのハザードマップ作成費用500万円を計上し、市民の安全性の確保を図っております。

教育費といたしましては、学校教育施設の改善事業として、本年度から各小中学校のトイレ改修を年次的に行い、学校のイメージアップを図るための費用として3,000万円、さらにフレンドリーなかま国際交流事業など「いきいき教育特別推進事業」については、本年度も総額1,000万円を計上いたしております。

次に、歳入予算でございますが、中間市の歳入予算の根幹であります市税は、市民税及

び固定資産税におきまして4,000万円の増加を見まして、総額37億9,900万円を計上し、また一方の柱であります地方交付税は55億200万円と前年度と比較して2億2,400万円の増額の予算を計上いたしておりますが、もう一つの地方交付税であります臨時財政対策債は5億3,730万円と3億3,610万円の減額を地方債で行っておりますので、合わせますと対前年度比では1億1,210万円の減額予算となっております。

また、三位一体改革による国庫補助金の削減に伴って地方への財源移譲の一つとして、地方譲与税のうち所得譲与税を昨年度と比べ8,800万円増額の1億6,890万円を計上いたしております。そのほか国庫支出金につきましても三位一体改革に伴う補助金の削減で5,100万円の減額をいたしておりますが、児童扶養手当交付金や公営住宅建設費補助金等で国庫支出金が大幅に増加したことにより、全体としては対前年度比7,730万円の増額で、総額において33億3,960万円を計上いたしております。

また、県支出金についても三位一体改革や緊急雇用対策事業の廃止等により1億150万円の減額で、総額において5億9,750万円を計上いたしております。繰入金につきましても、歳出の財源不足を補うため、8億3,610万円を計上いたしております。また、市債におきましても12億4,050万円と昨年より7億4,230万円減額しております。これは、昨年度において減税補てん債の借り換え分として6億7,800万円を措置したためであり、これを市債総額から除いて比較しますと6,430万円少ない予算となっております。

以上により、平成17年度の一般会計の当初予算は、歳入歳出それぞれ170億200万円で、前年度と比較して3億2,400万円、率にして1.9%の減額予算となっております。

次に、第9号議案平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業予算についてですが、歳出といたしましては保険給付費36億4,400万円、老人保健拠出金12億7,800万円、介護納付金2億3,400万円、共同事業拠出金8,300万円、保健事業費に2,100万円、そのほか事務的経費9,230万円を計上いたしております。

次に、歳入といたしましては、国民健康保険税14億3,990万円、内訳として医療費給付分13億6,850万円、介護納付金分7,140万円を計上、また国庫支出金18億5,650万円、医療給付費交付金13億1,900万円、共同事業交付金8,600万円、繰入金3億6,600万円、諸収入等2億8,490万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ53億5,237万円であり、前年度と比較して4億5,558万円、率にして9.3%の増額予算となっております。今後とも国民健康保険事業を取り巻く状況は厳しい中、医療費の適正化に向け、なお一層の歳出の節減を行うとともに、保険税など歳入の確保に最大限努力し、制度の安定的継続的な運営を図ってまいり所存であります。

次に、第10号議案平成17年度中間市住宅新築資金等特別会計予算についてですが、歳出の主なものといたしましては、公債費に3,910万円計上いたしており、これは起債に伴う元利償還金であります。この歳出に充当する歳入につきましては、公債費の利子に対する県の利子補給金として県支出金540万円、貸付金の元利収入として諸収入に3,370万円計上いたしております。

以上により、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ3,918万円とするものであり、前年度と比較して954万円、率にして19.6%減額する予算となっております。今後とも貸付金の徴収に最大限努力する所存であります。

次に、第11号議案平成17年度中間市地域下水道事業特別会計予算についてですが、歳出といたしましては、曙下水処理場をはじめとする下水道処理場の維持管理に要する経費を8,320万円、事務処理の経費を510万円計上いたしております。

歳入の主なものといたしましては、下水道使用料を9,480万円計上しております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,490万円で、前年度と比較し40万円、率にして0.4%の減額の予算とするものであります。

次に、第12号議案平成17年度中間市公共下水道事業特別会計予算についてですが、歳出の主なものといたしましては、上底井野地区ほか36地区で実施する管渠築造工事を8億8,000万円、実施設計業務5件の委託料を8,000万円、ガス管及び水道管移設補償費を4,000万円、北九州市下水道処理負担金を2億970万円、流域下水道事業費負担金を2億750万円、公債費償還金を6億5,760万円計上いたしております。

この公債費償還金の内容につきましては、公共下水道事業及び流域下水道事業の起債償還金を4億3,420万円を計上するとともに平成17年度に蓮花寺ポンプ場が県に移管されるため、その建設費の公債費未償還元金を平成17年度から3カ年にわたって繰上償還することになり、本年度分の償還金として2億2,340万円を予算計上しているものであります。

次に、歳入の主なものといたしましては、下水道受益者負担金を7,300万円、下水道使用料を1億5,410万円、公共下水道事業費補助金を2億800万円、公共下水道事業債を7億5,430万円、流域下水道事業債を2億10万円計上いたしております。

また、本年度におきまして財産売払収入を2億3,210万円計上いたしておりますが、この財産売払収入につきましては、先ほど申し上げました蓮花寺中継ポンプ場を県へ有償譲渡することに伴い、繰上償還に充当いたします売払収入を計上したものであります。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億227万円とするもので、前年度と比較して3億5,294万円、率にして18.1%の増額予算であります。

次に、第13号議案平成17年度中間市老人保健特別会計予算についてであります。歳出といたしましては総務管理費1,510万円、医療諸費63億6,700万円で、平成16年度と比較して1.2%増となっております。

次に、歳入といたしましては、支払基金交付金35億9,330万円、国庫支出金18億4,690万円、県支出金4億6,120万円、一般会計からの繰入金4億7,460万円、諸収入600万円計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,226万円とするものであり、前年度と比較して7,516万円、率にして1.2%の増額予算となっております。

老人医療費は、高齢化社会の進展に伴い、年々増加しておりますが、老人医療制度の安定的な運営を確保するため、今後もより一層、予防医療の充実を図るとともに、医療費の適正化に向けて努力を重ねてまいり所存でございます。

次に、第14号議案平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計予算についてですが、今回の予算は、本年度から本格的に取りかかります吉田ぼた山周辺の道路改良工事、塘ノ内砂山線街路事業をはじめ、周辺の丘陵地の防災工事など、岩瀬東部地区開発事業として用地を先行取得するための経費9,000万円を計上いたしております。

この歳出に充当する歳入といたしましては、全額地方債とし、9,000万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ9,000万円とするものであります。

次に、第15号議案平成17年度介護保険事業特別会計予算についてですが、歳出の主なものは要支援、要介護者への介護サービス費等に充てる保険給付費26億3,160万円を計上いたしております。

この費用は、第2期介護保険事業計画で推計された介護サービス費用27億9,700万円のうち、当初予算として計上したもので、事業計画の94%、また予算総額の95.5%を占めております。そのほか総務費として職員の人件費等に1億1,980万円、介護保険の財政運営に必要な財政安定化基金拠出金として250万円を計上いたしております。

また、国の制度改正に伴う、能力低下防止のための筋力向上トレーニング等の実施のため、保健福祉事業費として100万円を新たに計上いたしております。

次に、歳入の主なものは、歳出の保険給付費に対する国、県等の補助負担分として国庫支出金6億6,350万円、支払基金交付金8億4,210万円、県支出金3億2,890万円を計上、同じく同額を一般会計繰入金として計上いたしております。

また、介護保険料につきましては、介護給付費の18%相当分4億7,410万円を、その他職員給与及び事務費等に充当させるため、一般会計からの繰入金として1億1,410万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ27億5,549万円であり、前年度と比較して1億4,405万円、率にして5.5%の増額予算となっております。本年度は第2期介護保険事業計画の最終年度であり、次期計画策定年度でもあります。介護保険制度が開始をされて5年が経過をし、制度の定着とともにサービス利用が伸び、おおむね順調に推移しているところであります。

今後ともこの事業計画の推進と制度の安定的運営に鋭意努力してまいり所存であります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第16号議案平成17年度中間市水道事業会計の予算について提案理由を申し上げます。

本年度の給水戸数は、中間市、遠賀町を合わせて2万6,784戸を見込んでおり、これに対する総給水量を785万立方メートルと見込んでおります。有収率については90.1%とし、総有収水量は707万2,000立方メートルを見込んでおります。

まず、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

建設改良事業費や企業債償還元金を含めて支出総額6億2,379万円を予定いたしております。うち水道施設の建設改良事業は、配水管の改良工事を重点的に実施いたす所存であります。主な工事といたしましては、中間地区、市道垣生団地1号線から3号線までの配水管布設替工事等17件、遠賀地区、町道木守松の本線配水管布設替工事等4件、総数21件であります。

このことから、本年度の建設改良事業は、総事業費3億8,114万円をもちまして施工する考えであります。

これに対して、収入総額は企業債及び施設分担金を含めて2億4,193万円で、差し引き3億8,186万円の収入不足が生じます。この資金不足につきましては、当年度損益勘定留保資金等で全額補てんいたします。

次に、収益的収入及び支出については、水道事業収益は12億4,645万円で、その主な収益は給水収益11億5,953万円であります。また、水道事業費用は12億3,791万円で、その結果、平成17年度は差し引き消費税を含めて854万円の利益が見込まれます。

以上、平成17年度水道事業会計当初予算の概略についてご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第17号議案平成17年度中間市病院事業会計予算について提案理由を申し上げます。

まず、第3条予算の収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

病院事業収益に23億7,284万4,000円を計上しております。このうち医業収益に22億8,809万1,000円を計上しており、その主なものは入院収益11億8,552万円、外来収益10億5,419万円、そのほか医業収益4,838万1,000円であります。

また、医業外収益として8,471万3,000円を計上しており、その主なものは他会計負担金2,289万6,000円、他会計補助金4,799万4,000円であります。

次に、病院事業費用に23億7,116万7,000円計上しております。このうち医業費用に23億3,263万2,000円を計上しており、その主なものは給与費11億

2,142万8,000円、材料費8億9,628万円、経費2億6,705万9,000円、減価償却費4,335万3,000円であります。

また、医業外費用として3,843万5,000円を計上し、その主なものは支払利息3,464万5,000円であります。

次に、4条予算の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入に7,794万7,000円を計上しており、その主なものは一般会計負担金7,794万6,000円であります。資本的支出に1億3,192万円を計上しており、その主なものは固定資産購入費1,500万円、企業債償還金1億1,692万円であります。

なお、資本的収入及び支出の不足額5,397万3,000円は、損益勘定留保資金等で補てんする予定にしております。

以上、当初予算の概略を説明しましたが、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております平成17年度各会計予算案10件に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第31．議員提出議案第1号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第31、議員提出議案第1号行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員会の委員の定数の変更及び補充選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員会の委員の定数の変更についてを起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員会の委員の定数の変更についての議案が可決されましたことに伴いまして、委員の補充選任を行います。補充選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、久好勝利君、米満一彦君、岩崎三次君、以上3名の諸君を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員会の委員に補充選任することに決しました。

日程第32．議会運営委員会の委員の補充選任

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第32、議会運営委員会の委員の補充選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の補充選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、青木孝子さん、中家多恵子さん、下川俊秀君、以上3名の諸君を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

日程第33．会議録署名議員の指名

議長(杉原 茂雄君)

これより日程第33、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において佐々木晴一君

及び井上太一君を指名いたします。

議長（杉原 茂雄君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。
ご苦勞でした。

午前11時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 佐 々 木 晴 一

議 員 井 上 太 一